

# インド中央政府および州政府による 投資優遇措置ならびに優遇税制

(2023年11月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開課

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Deloitte Haskins & Sells LLP に作成委託し、2023年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte Haskins & Sells LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Deloitte Haskins & Sells LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課  
E-mail：SCA@jetro.go.jp

ニューデリー事務所  
E-mail：IND@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

Sr. No.	概要	ページ数
I	はじめに	1～2
II	中央政府による投資優遇措置	2～8
III	州政府および各地域による投資優遇措置	8～10
IV	インドの投資戦略—投資計画と投資判断の基準	10～11
V	結論	11

# インド中央政府および州政府による投資優遇措置ならびに優遇税制

## I. はじめに

インドの急成長する市場と相まって、強固な経済基盤は国内外から積極的に投資を受けている。国際通貨基金 (IMF) の予測によると、インド経済は 2027 年までに国内総生産 (GDP) が 5 兆ドルを超え、世界第 3 位の経済大国になる見通しである。

インド政府は 2047 年を節目に経済的に先進国となることを目標としている。2027 年の経済成長目標を達成するためには少なくとも 6.5% の成長率が不可欠であり<sup>1</sup>、2047 年の経済成長目標を達成するためには、8~9% の成長率の実現が必要とされている。7.8% というこの第 1 四半期の経済成長率は、短期的には、インド政府が目指す節目の年に向けて着実な経済成長が達成されていることを実証しているといえる。

Atma Nirbhar Bharat (自立したインド) のビジョンを掲げ、インド経済は世界第 3 位のスタートアップ経済エコシステムとなるまで拡大した<sup>2</sup>。インドのこうした経済状況は、農業、製造業、サービス業等の発展状況からも明確である。インドには無数の産業や企業があり、それぞれがインドという国の複雑な経済エコシステムに貢献している。

これまでの 10 年間、インドは外国人投資家を積極的に誘致してきたが、例えばその手法として、優遇税制やインセンティブ制度、ビジネスを展開しやすくするための改革が実施されてきた。外国直接投資 (FDI) が会計年度 (FY) 2003-04 で 40 億ドルと 2000 年代半ばまでは低調で推移してきたが、次第に外国直接投資は本格化し、FY2021-22 には 850 億ドル規模に急増していることも、これらの発展を実証しているといえる。中央政府は外国直接投資を増加させることを目標としており、多くの産業で自動ルートによる 100% の外国直接投資にアクセスできるようにしている。

新たな投資はさらなる経済成長の推進のために不可欠であり、インドは国内外の投資の活性化を積極的に図ろうとしている。インド政府は「Make in India」のスローガンを掲げ、税金や関税などの税制上の優遇措置や補助金など多くの制度に予算を投じている。

インセンティブは、世界からの投資を誘致し、一定の分野の成長を促進するための強力な施策として機能してきた。インドでは、こうしたインセンティブ事業は中央政府と州の双方で導入している。本報告書では、主に以下の事項について解説する。

- ・ 中央政府によるインドへの投資に関するさまざまな補助金、インセンティブ、税制の概要
- ・ 各州の政策の枠組みにおける州単位で利用可能な投資優遇措置に関する考察

---

<sup>1</sup> [India economic outlook | Deloitte Insights](#)

<sup>2</sup> <https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1913106>

- ・ 投資優遇措置と税制の両面からインドへの投資を最適化するために評価すべき主要事項の分析

## II. 中央政府による投資優遇措置

インド中央政府は、例えば次のような特定の分野に関連した投資優遇措置を行っている。

- (i) 生産連動型インセンティブ (PLI)プログラムをはじめとした輸入依存率を低下させるための特定産業に対する自国生産能力の向上
- (ii) 経済的後発州地域における産業活動の改善と各地域での産業活動の均衡化
- (iii) グリーン水素イニシアティブ、E モビリティ、再生可能エネルギー生産などの持続可能な経済活動の目標達成に向けた取り組み
- (iv) 成長性が高く自立性に優れた産業の支援(電子機器や半導体など)

近年、インド中央政府はグリーンエネルギー、電気自動車、電子機器や研究開発分野に対する投資優遇措置を重点的に実施している。FY2021-22 の国家予算では、各部門の省庁において 13 以上の製造部門で PLI プログラムが適用された。世界の産業界はこうした措置を強く支持しており、大多数の分野で想定目標を上回る投資が行われている。

以下では、主要な施策に関するより詳しい内容を解説する。

### A. グリーンエネルギーと環境保護

政府は、環境対策の推進を図っており、2030 年までに総電力の 50%を非化石燃料由来とし、2070 年までにネットゼロ〔温室効果ガス (GHG) 純排出ゼロ〕を達成すると表明し、再生可能エネルギー源への注力姿勢をこれまで以上に明確にしている<sup>3</sup>。

2023 年 1 月には、再生可能エネルギー源であるグリーン水素の商業生産を奨励するために 23 億ドルの予算が割り当てる国家グリーン水素ミッションが策定された。最終目的は、インドを純グリーン水素輸出国にすることである。本ミッションでは、2030 年までに年間 500 万メトリックトン (MMT) のグリーン水素の製造機能を創出することが掲げられている。このミッションの下でこれまでに公表されたプログラムは、持続可能再生可能エネルギーや持続可能なエコシステムの拡大に向けて、政府が積極的に投資を誘致する姿勢が反映されている。

---

<sup>3</sup> <https://timesofindia.indiatimes.com/india/india-sets-2030-target-to-produce-50-of-its-energy-need-through-non-fossil-fuels/articleshow/97623577.cms?from=mdr>

S.N.	スキーム/プログラム名	優遇措置の内容
1	グリーン水素産業のバリューチェーンの成長促進のための包括的なインセンティブプログラム(SIGHT) : <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポーネント I: 電解槽装置製造に係るインセンティブ制度</li> <li>コンポーネント II: グリーン水素製造に係るインセンティブ制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンポーネント I: 1kw の製造あたり最大 53 ドル、期間 5 年間</li> <li>コンポーネント I: 1kg の製造あたり最大 0.60 ドル、期間 3 年間</li> </ul>
2	インドのグリーン水素エコシステムに関する研究開発への投資に対する支援	詳細は現在策定中であり、政府からまもなく公表される予定である。

## B. 自動車

インド政府は電気モビリティの普及推進に積極的であり、すでいくつかの投資奨励制度が導入されている。

### (i) 自動車および自動車部品製造のための生産連動型インセンティブ (PLI) 制度 :

2021 年、インド政府は自動車関連産業への投資奨励策として、30 億ドルの予算を投じて自動車・同部品分野や電気自動車の部品の製造に関する生産連動型インセンティブ (PLI) を公表し、高度な自動車技術 (AAT) の基準を満たした対象製品の売上高の増加に対しては最大 16% のインセンティブ (補助金) が支給される。現在、新規の募集は停止している。既存の承認された申請者は、FY2022-23~FY2027-28 の間にインセンティブを請求することができる。

### (ii) 先進的化学セル(ACC) を用いたバッテリー式電力貯蔵の生産連動型インセンティブ (PLI) 制度 :

2021 年、インド政府は 20 億ドルの予算を割り当て、先進的化学セル (ACC) バッテリー式電力貯蔵の生産連動型インセンティブ (PLI) 制度を導入した。この優遇策では、先進的化学セルが 50 ギガワット時 (GWh)、Niche 先進的化学セルがさらに 5 ギガワット時 (GWh) の累積生産能力を持つ製造設備の建設を奨励しており、要件を満たす対象製品の売上高に対して最大 20% のインセンティブ (補助金) が支給される。当制度の第 1 次募集の申請期間は終了したが、未割り当て分について再公募の実施に向けた検討が進められている。

### (iii) 第 2 期電気自動車 (EV) 生産早期普及策(FAME II) :

2019 年、インド政府は国内全土での電気自動車 (EV) の普及を推進するために、第 2 期 EV 生産早期普及策 (FAME II) を期間 3 年間、12 億ドルの予算を投じて開始した。業界からの要望を受けて、この制度は 2024 年 3 月 31 日まで延長されている<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> <https://fame2.heavyindustries.gov.in/WriteReadData/userfiles/Gazette%20for%20Scheme%20Extension.pdf>

本施策では、EVの販売に対して、以下の区分に応じた補助金が前払いで支給される。

S.N.	車両のカテゴリー	バッテリー容量に応じた補助金	補助限度額
1	二輪車(電気)	180ドル/kWh	車両コストの最大40%
2	三輪車(電気)	120ドル/kWh	車両コストの最大20%
3	四輪車[電気(EV)、プラグインハイブリッド(PHEV)、ストロングハイブリッド(SHEV)]		
4	バス(電気)	240ドル/kWh	車両コストの最大40%

### C. 電子機器製造に対する政策：

インド政府は、FY2025-26までに電子機器の設計製造分野で売上高3,000億ドルを達成するという目標を設定しており、世界的な電子機器のバリューチェーンにおいて確固たる地位を確立しつつある。半導体を含む電子機器製造の成長を促進するために、インド政府は「国家電子産業政策(NPE2019)」を公表し、これまでに以下のインセンティブ・スキームが導入されている。

インド政府は、日印間の半導体サプライチェーンとイノベーションパートナーシップに関する覚書(MoC)を承認した。2023年7月に署名されたこの覚書は、インド電子情報技術省と日本の経済産業省との間の協力を確立するものである。概要は以下のとおりである。

- 目的：MoCは、産業とデジタル技術の発展における半導体の重要性を強調し、日印の半導体サプライチェーンを強化することを目指している。
- 期間：署名日から5年間有効とされる。
- 範囲：政府間(G2G)と企業間(B2B)の双方の協力が想定されており、半導体サプライチェーンを強化し、両国の連携強化を目指している。
- インセンティブ：インド政府はまた、インド半導体ミッション(ISM)の下、日本企業によるインドへの投資に対して必要な支援を提供する。当該ミッションの下で導入されたインセンティブには、半導体製造工場、ディスプレイ製造工場、化合物半導体製造工場/シリコンフォトニクス製造工場/センサ製造工場/半導体組立工場、テスト、マーキング、パッケージング(ATMP)/外部委託半導体組立・テスト(OSAT)施設に関する設立支援が含まれる。

関連するスキームについて、以下でさらに詳細に説明する。

(i) 半導体およびディスプレイ製造のエコシステム開発促進制度

インド政府は、電子機器製造を発展させるために、2021年に90億ドルの予算を投じて半導体・ディスプレイ製造エコシステム開発のための包括的プログラムを承認しており、2022年に新たな内容が発表されている。この制度では、国内の半導体関連の製造工場（成熟ノードを含むあらゆるノード）や特定技術によるディスプレイ工場を設立した企業に対して、プロジェクト費用の最大50%の財政的インセンティブを提供するものである。本制度は、これまで以下のスキームが公表されている。

S.N.	スキーム	インセンティブ	申請期限
1	修正スキームによる半導体関連の製造工場の設立	プロジェクト費用の50%以内	2023年6月1日以降一定期間 <sup>5</sup>
2	修正スキームによるディスプレイ工場の設立		
3	修正スキームによるインドでの化合物半導体、シリコン・フォトニクス、センサー、単機能半導体、およびATMP・OSAT施設などの設立	プロジェクト費用の50%以内	2024年12月31日まで <sup>6</sup>
4	半導体デザイン分野に係るデザイン・リンク・インセンティブ・スキーム	対象となるプロジェクト費用の50%以内で、純売上高の6%まで	2024年12月31日まで <sup>7</sup>

(ii) 電子部品・半導体製造促進制度 (SPECS)

2020年、インド政府は、電子部品、半導体、ディスプレイ製造ユニット、ATMPユニット、特定の電子製品の製造のための組み立てユニットなど、電子製品・半導体製造バリューチェーンの下流を構成する特定の電子製品の製造に対して、負担した資本的支出の25%をインセンティブとして還付方式で付与することとした。なお、本インセンティブの募集期間は2024年3月31日までとなる<sup>8</sup>。

(iii) 修正電子製造クラスター政策 (EMC2.0) :

EMC2.0スキームは2020年に通知され、インドに電子製造クラスター(EMC)を建設して電子機器創造のサプライチェーンを設置するための世界クラスのインフラの開発と既存EMCへの共通施設、Ready Built Factory (RBF)、Sheds/ Plug and Play施設の開発を実施するにあたっての財政的支援(補助金)を提供するものである。

<sup>5</sup>

[https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Guidelines%20for%20Modified%20Scheme%20for%20Display%20fab%20in%20India\\_29.05.2023.pdf](https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Guidelines%20for%20Modified%20Scheme%20for%20Display%20fab%20in%20India_29.05.2023.pdf)

<sup>6</sup> <https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=1928479>

<sup>7</sup>

<https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Guidelines%20for%20Design%20Linked%20Incentive%20%28DLI%29%20Scheme%20-%202030.12.2022.pdf>

<sup>8</sup>

<https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Addendum%20to%20SPECS%20scheme%20Notification%20dated%2005.04.2023.pdf>



本政策では、EMC 事業と国内の Common Facility Centre (CFC) の両方を立ち上げるために、対象となるプロジェクト費用の最大 50%まで補助金を提供するものである。補助金の申請期間は 2024 年 3 月 31 日までである。<sup>9</sup>

#### D. ライフサイエンス分野における研究開発 (R&D) 促進のためのスキーム

インド政府は、PRIP (Promotion of Research and Innovation in Pharma MedTech Sector) :

製薬・医療技術業界における研究・イノベーションの推進) スキームに 6 億ドルの予算を投じている。このスキームは、(i) センター・オブ・エクセレンス (CoEs) の設立による研究基盤の強化、(ii) 新規の化学物質、バイオシミラーを含む複合ジェネリック、医療機器、幹細胞治療、オーファンドラッグ、抗菌耐性などの重点分野における研究の促進、の二つの柱から構成されている。

このスキームでは、以下のように、企業内研究と学術研究の両方に金融資産が提供されている。

S.N.	スキーム	インセンティブ
1	国立の薬学教育・研究開発機関 (NIPERs) の設置	予算総額 8,400 万ドル
2	Pharma MedTech 分野における研究の促進	5 年間の適格プロジェクト費用の最大 35% (上限 1,500 万ドル)

#### E. 新規製造会社における法人税率の軽減税率制度

インド政府は、国内における新たな製造企業の投資を誘致するため、要件を満たす国内製造会社に対して法人税率の軽減税率の選択を認めている (1961 年所得税法第 115BAB 条)。一般的な企業の法人税率が 22%または 30%であるのに対して、次のすべての要件を満たす新設の国内製造企業について適用される法人税率は 15%に軽減される。

- 当該内国法人は、自己が製造した物品の製造・生産業務および当該物品にかかわる研究・物流以外の事業を営んでいない会社であること。
- 当該内国法人は 2024 年 3 月 31 日までに製造を開始していること。
- 既存事業を分割または再構築することによって設立されていない会社であること、および、過去に目的を問わず使用された機械や工場を 20%以上使用していないこと。

<sup>9</sup>

<https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Addendum%20to%20EMC%202.0%20Scheme%20Notification%20dated%2006.04.2023.pdf>

## F. その他の税に関連した便益および軽減

インド中央政府は、国内における製造プロジェクトを促進し、新たな投資を誘致するために、上記に掲げたほか、関税などの分野でもいくつかの優遇措置を講じている。主な優遇措置には、次のようなものがある。

- (i) 輸出優遇措置：外国貿易政策の下、以下のようなさまざまなスキームが導入されている。
- **資本財の輸出促進制度**：インドから輸出するための物品の生産に使用することを目的に輸入した資本財に対する免税措置が提供されている。
  - **事前認可スキーム**：インドからの輸出のための物品の生産に使用することを目的とする一定の中間財・部品および原材料等の輸入に関して免税措置を規定している。
  - **輸出品に対する関税および課税免除制度(RoDTEP)**：インドから製造および輸出される製品の原価に組み込まれている関税/租税/課徴金などを輸出業者に還付する制度である。輸出業者に還付（クレジット）された関税/租税/課徴金は、輸入品の基本関税の支払いに使用される。還付率は、インドからの輸出商品の FOB 価格に対して一定の割合で設定されたものが発表されている。
  - **衣料品および化粧品に関する中央税および州税の還付制度 (RoSCTL)**：インドから製造および輸出される衣料品/繊維製品の原価に組み込まれている中央税および州税または関税の還付が認められる。
- (ii) 区域/地域/敷地における特別な利益のためのライセンス：特別な税の利益のために限定された地域または領域で許可された業務を行うために当局からの特別な承認またはライセンスが必要な場合、例えば以下のようなさまざまなスキームがある。
- **輸出促進地域および/又は経済特区 (SEZ)**：これらは、製造およびその他一定の許可された活動について税務上の優遇措置を享受しながら行うことができる経済特区である。無税での物品の輸出入や輸入サービスの免税措置などの特別な税制上の優遇措置を享受することができる。これらは、輸出促進に特化した税制優遇環境を提供している。
  - **税関での保税地域製造スキーム**：このスキームは、1962 年関税法第 65 条に規定されているもので、製造その他の許可された業務を行うために保税地域を利用することができる。この制度は、物品が当該敷地内から国内関税地域 (DTA) に運び出されるまで、当該物品の輸入に対して支払うべき関税を免除するものである。保税地域から輸出される商品について、関税は事実上免除される。したがって、この制度は、主に商品の輸出に従事している場合、課税繰り延べというかたちで運転資金をセーブし、輸入関税を実質的に免除するものである。

(iii) 自由貿易協定 (FTA) に基づく関税の特典

インドは、世界の多くの主要経済国と自由貿易協定 (FTA) を締結しており、特定国からの商品の輸入に対してより低い関税を設定している。輸出国における原産国と付加価値を実証するための追加コンプライアンスに対応する必要があるが、関税の節約はかなりのものになり得る。インドは日本との間で日本インド包括的経済連携協定 (日印 CEPA) を締結・発行しており、日本からインドへの物品の輸入に関して特惠関税の適用を受けてより低い税率で行うことができる。

### III. 州政府および各地域による投資優遇措置

各州政府による投資優遇措置は、財政・商業双方の観点から不可欠なものとなっている。インドの州政府等は、管轄地域での投資を誘致するために産業政策や補助事業を立案し、多くの支援措置や補助金が提供されている。こうした優遇措置は、投資を活性化するための財政的措置 (補助金や税還付など) と非財政的措置 (電気・水道設備の整備、承認の迅速化、単一窓口でのクリアランス手続き) などに分けることができる。

各地域によって導入された多数の施策をみると、州による投資優遇措置の規模は広範囲に及んでいる。以下では、州政府等による投資優遇措置と近年の改正に関連する主要な概念フレームワークを取り上げる。

#### A. 一般的な産業インセンティブと特定産業対策

一般に、州政府は、幅広く産業投資を活性化させることを目的とした産業補助政策を導入している。これらの政策は、特定の産業について一定の要件のもと集中的なインセンティブを提供するような特定産業への優遇措置によって補完されることが多い。

投資家は通常、一般的な産業補助政策または特定産業に関する集中施策のいずれかのインセンティブを選択することになる。一定の場合、一般的な産業補助政策として利用可能なインセンティブに加えて、特定産業に関する集中施策の双方の適用を認めている。

州政府は、中央政府の政策と同様に、E モビリティ、電子機器製造、サーキュラーエコノミー、サービスセクター、R&D、IT Enabled Services (ITeS)、グローバル・ケイパビリティ・センター (GCC) などの新興分野への投資誘致に積極的である。以下は、さまざまな州政府によって適用された最近の投資優遇政策の一例である。

(i) 電気自動車 (EV) の製造

ウッタル・プラデーシュ州、マハラシュトラ州、パンジャブ州、タミル・ナードゥ州などの州では最近、EV ポリシーを発表しており、充電インフラの製造業者、購入者、開発者に対する補助を拡大している。インセンティブには、プロジェクト費用に対す

る最大 30%の補助金、物品・サービス税 (GST) の全額還付、年間売上高の 2%の補助金支給などがある。

(ii) 電子/半導体機器製造

グジャラート州は、電子製品の生産に従事するグリーンフィールドとブラウンフィールドを支援する「電子政策 2022-28」を発表した。この政策は、要件を満たした設備投資に対する最大 20%の補助金を含む多くの財政および非財政措置が取り入れられており、最大 25%の資本補助金を提供している。これらの政策を連邦政府のセミコンダクタプログラムと組み合わせることで、プロジェクトに対して 70~75%の実質的な資本補助金を得ることができるため、投資誘致の強力な施策となっている。

(iii) IT/ITeS、GCC、研究開発部門などのサービス産業

従来、州の政策は主に製造業に向けられていた。しかし、最近の政策はサービス業に焦点を当てており、事業開始後の一定期間における資本的支出と事業に関する支出の双方を支援するものとなっている。ウッタル・プラデーシュ州、オディシヤ州、グジャラート州、タミル・ナードゥ州、マハラシュトラ州などの州は最近、サービス業向けの政策を発表し、財政的および非財政的なインセンティブを提供してきた。これらのインセンティブは、サービス業が未発展の地域で大規模に行われることが多い。

## B. 複数の補助金オプション

州政府は、この政策の下でより幅広いカテゴリーのプロジェクトを支援するために、投資家に複数の補助金オプションを提供してきた。一般に、次のものが含まれる。

- **資本補助金**：資本補助金は、対象となるプロジェクト費用に対して所定の割合(一般的には 10~40%程度)で提供され、雇用創出、職能開発などの重点分野などに基づいて、固定的な資本補助金または変動的な資本補助金の形式で提供される。一部の州では、これらの双方を事業活動の成果に基づいて補助金として活用できるようにしている。
- **SGST の返還**：インドで賦課される GST は、中央政府の GST と州政府の GST から構成されており、SGST は、同一州内の商品の販売に課される州政府の GST であるが、州政府が投資を誘致するために SGST を投資の量に応じて還付・免除・繰延することが行われている。この方式は、州内での売上高が高い企業にとって有利であることが多く、SGST を通じて州の税収の増加につながる。州政府は、要件を満たす投資費用の 100%まで、これらの税金を返還する場合もある。オリッサ州、パンジャブ州、ウッタル・プラデーシュ州などの一定の州では返還の上限が高く、対象となる設備投資費用の 300%に達するものもある。
- **売上高連動型補助金**：カルナータカ州、タミル・ナードゥ州、アーンドラ・プラデーシュ州などで実施されている比較的新しい補助金方式で、連邦政府と同様に、一定期間中の売上高の割合に基づいてインセンティブを提供する。インセンティブの上限は SGST モデルより低いものの、この方式では資本補助金による場合と比較するとよ

り高いインセンティブを提供する可能性があり、免除、無税、または低い SGST 率のために GST 制度の負担額が多くない一定の産業についての投資を誘致する可能性がある。

### C. 州の政策におけるプロジェクトの適格基準

州の産業政策は、グリーンフィールドとブラウンフィールドの双方を補助の対象としているが、特にグリーンフィールドに対しては手厚い支援が行われる。グリーンフィールドの状況や新規のベンチャーへの投資は、ブラウンフィールドとよばれる事業の拡大や多角化等を目的としたプロジェクトに比べ、一般には事業が成功した場合により大きな利益を得ることが多いとされる。州の政策の下で受給要件を満たすためには、ブラウンフィールドの事業の拡大や多角化を目指す事業については、通常は 25～50%の一定割合を超えた投資額の増加が必要とされることが多い。

一般的に、製造業への投資は、州の優遇措置の適格要件を満たす。ただし、産業の重要性、補助金予算、州内の特定産業の開発状況など、さまざまな要因によって、州内の特定の産業が補助の対象とならない可能性がある。

全体として、州の優遇措置を評価することは、事業の実行可能性を決定する上で極めて重要である。一般的に、投資をするにあたってはその投資に関する包括的な実現可能性の調査が行われて、物流、土地/労働力/資源の利用可能性、港湾へのアクセス性などのほかの関連要因とともに、各州が提供する投資優遇措置についても調査分析が行われる。州の産業政策によって投資費用の全額が補助される可能性があることを考えると、インドでの投資を最終決定するにあたって、評価軸に入れるべき要素となりうる。

## IV. インドの投資戦略：投資計画と投資判断の基準

インドに大規模投資を行うにあたっては、事業の実行可能性を高めるためにさまざまな側面を詳細に検討する必要がある。次の側面を含む徹底的な実行可能性の分析を行うことが重要である。

### (i) 投資区画の選定

投資区画を決定する前に、連邦政府と州政府の双方の支援策に関する厳密な分析が不可欠である。インセンティブは重要ではあるが、投資区画の利用可能性、スペース、港への近接性、物流コストなどの他の重要な要素についても、十分に考慮する必要がある。

### (ii) インセンティブ制度と税制

投資案件のインセンティブを評価するためには、税制と合わせて多様な政策を評価することが重要である。例えば、主にインドからの輸出に焦点を当てた半導体の投資に関しては、以下のインセンティブを複合的に検討することができる。

- 法人税率 15%の軽減税率
- 保税地域での引き渡しによる関税の繰り延べ(実質的免除)
- 連邦政府の半導体施策に基づく補助金の支給(プロジェクト費用の 50%まで)
- 州政府による追加補助金の支給(プロジェクト費用の 20~25%まで)
- 輸出品に対する関税等の免除制度(RoDTEP)による追加のインセンティブ
- 他の制度による特典を利用するベンダーからの調達とサプライチェーンを通じたベネフィットの受け渡しに関する交渉
- GST の仕入税額控除累計額の還付

### (iii) 法人形態

事業運営/取引の構造、法人形態、異なる事業についての複数法人の設立に関する意思決定は、各法人の納税義務の遂行とインセンティブの活用を最適化するために精査されるべきである。例えば、新しい製造プロジェクトに対して軽減税率を適用する場合、要件を満たす子会社を新たに設立する必要があるかもしれない。

### (iv) グローバルな調達とサプライチェーン

サプライチェーン全体にわたる税制上の優遇措置とインセンティブ活用の最適化を確保するためには、輸入にかかる税金の優遇措置、他国との自由貿易協定(FTA)、輸出と国内での販売のバランスなどの側面からの分析が不可欠である。競争が激しい市場で費用を最適化するには、こうした優遇措置を活用することが求められる。

## V. 結論

持続可能な経済発展を目指し、経済成長、地域開発、技術革新などインド政府はさまざまな施策を考案している。中央政府と州政府で補助内容が異なるもののそれぞれが補完的な性質を持っていることから、自治体間での多層的な協力体制を構築しているといえる。この多層的なシステムは、優遇措置の範囲を広げるだけでなく、インドという多様な産業環境に対応して地域特有の状況に合わせた優遇措置の適用を可能にしている。

優遇措置の適格基準の評価、さまざまな優遇措置の組み合わせ、利益を最適化するために求められる戦略的な計画立案は、効率的な投資を促進するものである。また、こうした利用可能なあらゆる優遇措置を活用するにあたって、法的・財政的・事業的な観点から包括的に投資を理解しアドバイスできる専門家が必要となっているといえる。